

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年4月25日(月) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

### 出席委員

会長 欠席	1番 林田 佐知雄	2番 森田 誠	3番 欠席
4番 泓 純隆	5番 富永 政光	6番 迎 幸枝	7番 欠席
8番 江口 庄平	9番 欠席	10番 山口 義範	11番 清心 由紀美
12番 俵坂 和則	13番 宮脇 喜八郎		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏                      書記 前田 篤史                      竹下 由紀子

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
  - (1) 農地の合意解約について(農地法第18条第6項)
5. 議 事
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
  - (3) 議案第3号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
  - (4) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - (5) 議案第5号 農地のあっせん申出について
6. その他

事務局長	<p>(挨拶)</p> <p>令和4年度第1回目4月期の東彼杵町農業委員会総会を開催します。本日は西坂会長と3番三坂委員さん、7番中山委員さん、9番出口委員さんが都合により欠席ということで農業委員さんの出席は10名です。推進委員さんは、3番の松野委員さん、4番の中尾委員さん、5番の山田委員さん、9番の福田委員さんが欠席ということで同じく10名の出席となっております。それでは会長が欠席ですので、職務代理者の13番宮脇委員さんに議事進行をお願いします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>議事録署名人が10番の山口義範さんと、11番の清心委員さん、よろしく申し上げます。それでは、議事にはいらさせていただきます。</p> <p>4番の報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の合意解約について、農地法第18条第6項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。1件でございます。</p> <p>農地の場所が彼杵宿郷1366、地目が畑、面積が2,745㎡、基盤強化法で令和12年8月末まででしたけれども、借受人を後継者へ変更するためということで、中間管理事業を活用して息子さんが借受けをされる予定となっております。4ページには参考に原本をつけております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これは報告事項でございますので、皆様の挙手とか頂かないで進めたいと思いますが、何かこの件についてご意見がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この報告事項については了解を頂いたということで、次の議事に入りたいと思います。</p> <p>1号議案の、農地法第3条の規定による許可申請について、2件ですけど一括してご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。2件でございます。</p> <p>1件目が有償の所有権移転、川内郷の2810番、畑、1筆、270㎡。申請事由は隣接地のため譲り受ける、備考に書いておりますけれども、売買で10aあたり250,000円、筆に直すと67,500円程になると思います。</p> <p>2件目です。所有権移転、こちらは贈与です。蔵本郷の1151-1、1156、田、畑1筆ずつで、393㎡、息子さんへの贈与となっております。後継者への生前贈与ということで、2筆挙げられております。場所については6ページに地図をつけております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1号については地元の泓委員さんをお願いします。</p>
泓委員	<p>4番、泓です。これは譲受人の祖父が以前、買っていた所の登記をしていなくて、登</p>

	記をするようにしたということです。
議長	<p>ありがとうございます。1号議案についての質疑を受けたいと思いますけど、何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは農業委員さんの方の挙手をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。全員、挙手頂きました。</p> <p>それでは2件目について、地元の森田委員さん、何かございましたらお願いします。</p>
森田委員	この件については、贈与ですから問題ないと思います。
議長	<p>地元委員さんから説明ございましたように、親子の贈与ということでございますので、特別、意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>この件についての挙手をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。それでは引き続きまして、基盤強化法についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（所有権移転）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。まず、所有権移転の3件をご説明いたします。</p> <p>1件目が中尾郷の1704-2、畑、茶畑です。3,205㎡、売買、1筆、800,000円です。</p> <p>2件目も同じ譲受人で、中尾郷の1704-30、茶畑、1筆、1,262㎡、所有権移転となっております。売買で1筆、100,000円となっております。</p> <p>3件目が木場の1712、2033、田、2筆、924㎡、水田の贈与ということで、前年度から何回かお二人でやりとりをされているようです。8ページには場所の図面をつけております。</p>
議長	<p>それでは1番と2番についての現地の農業委員の方、両方共、欠席でございますので、皆様方から何かございましたら、ご意見を頂きたいと思います。</p> <p>売買で単価も表示されているようですので、ご本人達のご了解の上での売買だとも思いますので、私としては異議はございませんけれど、皆さん何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは挙手で決めたいと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。1番と2番は許可するというので、3番について地元の委員さんをお願いします。</p>
山口推進委員	<p>推進委員の山口です。ご本人達両方からはお話がないのですが、事務局からご案内があったように、前年から土地の入れ替えをされているみたいです。</p> <p>以前、譲受人が土地を買われる時に、心配した土地に関係していて、土地は売買ではなくて贈与で入れ替えされている内容です。土地の交換で、集約という形になると思います。自分達が近くに農地を持っている所に名義を集めて、点在していたのをまと</p>

議長	<p>めようと入れ替えをされているような状態です。</p> <p>山口推進委員さんから説明頂きましたとおり、土地の集積のようなやり取りということで、地元委員さんにご理解を頂いております。皆さんからご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。これも挙手で確認したいと思います。よろしくをお願いします。ありがとうございました。それでは、9ページの4番からお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法による権利設定の続きです。貸借権の設定で7件ございますけれども、いずれも借受人が一緒の法人になっております。ご存じの方も多いと思いますが、一ツ石郷に養鶏場がある会社でございます。備考の所を書いてありますが、法人の事業を拡大し、牧草を生産・販売する。昨今の飼料代の高騰などもあって、そのようなことをやっていくということで、販路は島原市に出荷をしたい、鶏糞等を利用した生産を行っていききたいということで、今回、申請をあげられております。</p> <p>ここには書いていないのですが、5年間の賃貸借で1年目、2年目については無償で、3年目から10aあたり10,000円の契約でしたいということで、借受当初はまだ土壌の成分がはっきりしないということで、花等を生産して、水分を調整していきたいということをおっしゃられておりました。場所の説明をしていきます。</p> <p>4番が蕪郷の1435-4、1435-15、畑、2筆で1,885㎡。</p> <p>5番が蕪郷の1435-8、1435-10、2筆、736㎡。</p> <p>6番が蕪郷の1435-11、1435-16、1443、3筆で1,037㎡。</p> <p>7番が蕪郷の1435-14、8番が蕪郷の1435-17、9番が蕪郷の1435-19、10番が蕪郷1484、379㎡となっております。12ページに地図をつけておりますけれども、赤枠で囲んである所、蕪の構造改善地区です。元々、お茶をしていた所ですけれども、だいぶ荒地も増えてきて、今度、法人がはいられるということで、赤枠でしている所の右上の方も、西海市の法人が借り受けたいということで、今、話がある所でございます。町外の方が入ってきてはいらっしゃるのですが、太陽光の話があったりするんで、それよりは農地として、町外の方ですけれども、使っていただくほうがいいかという状況です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事業としては一ツ石で鶏を飼われているのですが、実質的には蕪でこういう事業をやりたいということでございます。牧草地というのは、鶏のえさではない。</p>
事務局	<p>牛のえさです。</p>

議長	<p>地元の出口委員さん、何かございましたらお願いします。よろしいですか。</p> <p>写真を見たら周辺は茶畑ですね。そういう形での事業だと思いますけど、何か皆さんからご意見ございましたらお願いします。</p>
山口推進委員	<p>推進委員の山口です。自分が牛の牧草を作っている関係で個人的な意見ですが、どの業者がこられるかわからないですが、この面積で機械を持ってきて牧草の収穫をするには、かなり経費がかかりすぎると思います。夏に品種になるのですが、ソルガムとかソルゴーとかとうもろこし等を植えられたら、かなり日焼けがでます。そのまま放置されると猪の巣になったりする可能性もあって、先ほど言いましたように、生産性があるのかと、鶏糞の処理場にされても周囲の方が大変かと、この総会資料を見たときに心配をしました。これは個人的な意見です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。会社としては鶏卵をされているなかで、牛のえさの方も展開していくというような事業計画のようです。農地の耕作放棄地対策としては、歓迎するような経営ですが、山口推進委員さんから言われた、多方面での心配事とかがあるのですが、これは行政的に保障するようなことはないですか。</p>
事務局	<p>報告なのですが、機械自体は所有しているということで、雲仙市の方ですがそれを使うということで、言われたように経費をどのように考えておられるのか、確認はしていないのですが、後は地元の方を中心に、そのあたりの話はしっかりされているようで、燕全体をまとめた形でこの話がきているようですので、</p> <p>もし何かあれば当然、そここの話が出てくると思いますし、まずは5年間でどうなるのかということですね。言われるように、鶏糞の処理場等にならないかという心配が我々にもありまして、後は鳥インフルエンザの鳥を処分するための土地等にされないか等、考えたりもしたのですが、しっかり地元の方と話をしているということが一番大事かということで、大丈夫かと思っております。</p>
議長	<p>今の事務局からの説明でございましたように、地元との確認が一番大事だと思いますので、地元の人のご意見も聞きながら、行政としてもそういう方向で進めていければと思います。他にございませんでしょうか。それでは地元との同意、問題点等、発生しないように進めていくということ、農業委員会としても、条件ではないですが、入れながら許可の方向で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>この件についての挙手をお願いします。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご了解いただいて、次の議題に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するための審議を求めるということで、中間管理事業を使った農地の貸し借りです。</p> <p>1番から10番までいずれも配分予定者が同じです。先般、合意解約をしまして、お父</p>

<p>議長</p>	<p>様が解約をして、経営移譲ということで、今度、息子さんが、新たに中間管理機構を通じて、借り受けるという内容になっております。ここは面積、地番の説明は省略させていただきますと思います。</p> <p>11 番から説明します。11 番です。瀬戸郷の 284-1、285-1、286-1、306、田、4 筆で 5,787 m<sup>2</sup>、※で下に書いておりますけれども、去年の 12 月総会であっせんが出まして、山口委員を中心に調整をしていただいた所でございます。無償で 10 年の貸付となっております。12 番が瀬戸郷の 813、814、田 2 筆、2,524 m<sup>2</sup>、こちらも無償で 10 年となっております。</p> <p>13 番、菅無田郷の 234-1、234-2、田 2 筆、1,903 m<sup>2</sup>、無償で 10 年となっております。18 ページからは図面です。19 ページの上の図面は茶畑みたいになっていますが、今はビニールハウスが広く建っております。19 ページの下は先般、改植を協議した所でございます。</p> <p>事務局からご説明いただきました件については、一括して 1 番から 10 番までの分については、息子さんへの借受人の変更です。まず 1 番から 10 番までを皆様にお尋ねしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>1 番から 10 番までの分です。この分については譲渡という形の申請だと思います。1 番から 10 番まで何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。挙手での確認を、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今度は 11 番から 13 番までです。この中に 12 月の総会であっせんしておりました協議も入っているようです。山口委員さんのご側路もいただいているようでございます。山口さん何かございましたらお願いします。</p>
<p>山口委員</p>	<p>10 番、山口です。今度、借受をされます方は、今は会社経営という感じなのですが、それを譲って百姓にはまるということで、がんばって広げておられます。</p> <p>また、ドローン等も自分で持って、一生懸命がんばっておられますので、別に何もないと思いますので、よろしく願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。今ご説明いただいたのは 11 番、12 番の山田さんが借り受けるというところの説明でございました。11、12 についてはよろしいでしょうか。</p>
<p>林田委員</p>	<p>1 番、林田です。11 番の航空写真に書いてある面積が違うようですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>航空写真の方が間違いです。814 と 813 で、面積が 2,524 m<sup>2</sup>です。</p> <p>22 ページの写真の上を書いてあります、貸人の後が間違っております。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは 12 までのご了解いただきまして、13 の二瀬さんの件でご質疑いただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。</p>

<p>議長</p>	<p>No.13 の二瀬さんの耕作について、何かございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> <p>それでは、挙手で確認をしたいと思います。よろしくお願いたします。 ありがとうございます。 それでは引き続きお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>農地の転用です。2件ございます。</p> <p>1件目は彼杵宿郷601-1、田1筆、1,851㎡、転用事由にも書いておりますとおり、譲受人の法人の隣接地でありまして、駐車場拡大に伴う転用となっております。</p> <p>2件目が蔵本郷1540-4、1554-3、1556-1、田3筆で2,079㎡となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>転用事由は、建築条件付売買予定地8区画を建設するためとなっておりますけれども、備考にも書いておりますとおり、こちらについては、昨年9月総会で農用地の除外について協議をしております。その時には今回の申請地の南の方の土地も含めた、全部で4,723㎡の計画で、戸数も8戸ではなく、19戸申請をされておりましたけれども、今回は一部区間となっております。今後の家の販売動向等を見ながら、南側もどのような整備をされていくのかというところです。</p> <p>なお、この申請地がすでに造成が始まっているような状況となっております。今日、別添で地図をお配りしているのですが、航空写真が一番表にきていて、めくっていただければ写真がついているのですが、これが今の状況です。1から3番あたりをみていただければわかると思うのですが、かなり土が入っているような感じになっております。これにつきましては、現在、町道蔵本4号線この道なのですが、拡幅工事をしておりまして、それに伴いまして、迂回路を設置する必要があるということで、こういう造成をせれているということでございました。町が実施します道路工事については、転用許可は不要の案件となっておりますので、現状、道路工事の一環ということで、転用については今回、申請を出されて今、協議をしているところということで、お考え下さい。先に駐車場の方から説明をしていきます。転用の内容につきましては、駐車場用地ということで、駐車場を拡大するというので、赤枠で囲んでおります隣接地について、転用するという内容になっております。25ページが鏡で、26ページの黄色の所が申請地ですけれども、右側の写真が左上から見たのが①番で、反対側から見たのが②番で休耕地のような状況になっております。28ページが被害防除計画書です。①土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策ということで、(1)申請地の造成計画の内容、ウに○がしてありますが、現状のまま利用するというので、今のところ舗装の予定もなく、碎石を入れて駐車場として利用する計画とされております。(1)に伴う被害防除措置は、現状のまま使用するため、被害の恐れはない。②番、農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせない</p>

	<p>めの措置で、雨水、排水は水路に放流、汚水、雑排水は発生しないということになっております。③番、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、一番下ですが、駐車場用地として利用し、排水は行わないため周辺地に被害の恐れはないと書いております。29 ページが駐車場の利用計画書です。</p> <p>1 番、既存の駐車場の状況、面積が 2,500 m<sup>2</sup>、駐車可能台数が 80 台。</p> <p>3 番、申請地の利用計画、軽/普通乗用車が 40 台ということで、(2) 番、従業員用の場合、自動車通勤者数が 40 人ということで、(4) 番、一日平均来客(来場)者数、100 人、来客者用駐車場、40 台使用となっております。一番下の 4 その他、転用の必要性についての説明、現在既存の駐車場に 80 台駐車できますが、職員駐車場に 40 台、物流大型車輛の出入りが 1 日 3~4 台、組合員による会議の時、1 日約 80 台分の来場車輛用の駐車場が必要です。既存では駐車場が不足しておりますので、当地を譲受け駐車場用地として使用したく申請いたしますということで、30 ページ配置図です。</p> <p>40 台なのですが、区画を数えると今のところ 26 台しかないのですが、後は空いている所に止めるような計画なのかと思います。31 ページが会議の議事録です。</p> <p>3 月 10 日の議事録と、代替地に関する報告書で、他の所も計画したけれども、ここが一番いいという内容になっております。</p>
議長	<p>事務局からご説明いただきました、譲受人の用地確保についてでございます。会長の担当地区ですが、会長欠席のため、下野委員さんお願いします。</p>
下野委員	<p>譲受人の駐車場ということで、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今日、立会をいただきました、山口委員さんお願いします。</p>
山口委員	<p>10 番、山口です。今朝、事務局、会長代理、私と下野委員さんと立会をしましたけれども、現状のままで、砂利を敷くだけで使用するということですので、埋め立ても何も発生しませんので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今、両名からご説明いただきましたように、現状で砂利を敷き詰めて利用するという形での申請でございます。何かこの件につきまして、ご質問ございましたらお願いいたします。場所は皆さんご存じのとおり、すぐ下側になります。正門から入って左側、奥の左側の田です。そこの敷地になります。よろしいでしょうか。この議案につきまして、挙手で採決をしたいと思っております。農業委員の方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。それでは次の埋め立て転用についての説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>この道路の迂回路を設置しているのですが、昨年 9 月位に蔵本地区から、歩道を付けるか、道路を拡幅してくれないかとの要望がありました。それで検討をしていたところ、この計画が持ち上がってきまして、協議をしたのですが、道路工事と一緒に開</p>



	<p>発をしてもらおうということで、動いております。建設課の発注が遅れておりまして、道路建設の費用を抑えたい町と、開発をしたい業者さんと思惑が一致しまして、迂回路を作らせてもらえないでしょうかということがありましたので、町としては費用が安くなるということで、いいのではないかと進んでいるところでございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。皆さんご存じのとおり、事務局からも説明がありましたように、実際コンボが入っている、少しかさ上げ等もしております。これについては、町がからんで許可しているというかたちでの工事の進捗状況でございます。今朝、立会をしていただきました地元委員さん、森田委員さんお願いします。</p>
森田委員	<p>2番の森田です。今朝、現地確認に行ったわけですが、先ほど言われたとおり、埋め立てが始まっております。新しくもらった図面でいいますと、1540-1、ここが一番低い所で水がたまるという指摘がありまして、1541-1との境に排水路を設けるといことで申しました。そうしないと水のはけ口がないという状況です。図面でいいますと②の所に管がいてあって、反対側の1554-1の方に排水が行くようになっているのですが、そちらに流してもらえればいかと、全部の土地を申請されましたが、まず、上の半分をすするというかたちになっています。こちら側としては、建設課との立会をしっかりともらって、水路、道路の境界の線引きをはっきりして下さいということをお願いしてきました。設計している方が今日はみえてなかったもので、その辺を話し合いますということです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。滝川推進委員さんお願いします。</p>
滝川推進委員	<p>推進委員の滝川です。赤線の所は水路になっています。道路の下、1541-1の上の赤線です。今度はこれよりもっとくることになって、1540と1541の畔に水路をつけて、コメリの裏を回して、1554-1の下側のセブンイレブンの裏側に最終的には水路を排水路として設けるといことで、この1541とか、1543-1の地権者も今日みえておりまして、承諾をされたということです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今日、立会をいただきました山口委員さん、お願いします。</p>
山口委員	<p>10番、山口です。森田委員さん、滝川委員さんから話されたとおり、私達は元々の原形がよくわかりませんので、地主さんや耕作者の方がこられたので、よく話を煮詰めて下さいということで、次の場所に移動しましたが、森田委員さん方が話されたとおりですので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件については、私も今朝、立会をさせていただきました、事務局長、前田係長も一緒に立会をさせていただきましたけど、水路の問題がな</p>

	<p>なかなか難しい状況の中で、実質的には地元の耕作者、近隣の耕作者の方と話を十分にしたらうえでの解決が一番大事ではないかと思っておりますので、その辺を含めて、この申請については許可をしたいと思っておりますけれど、実際、行ってみたら泥を入れて埋めている状況もございましたので、その辺を含めて近隣の耕作者と話を十分にしたらうえでの許可ということで、この申請は進めていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>他に、この件について皆さん方からご意見ございませんでしょうか。</p> <p>今、地元の委員さんから説明がありましたように、1540-1 の田は植えられるのですが、その上の 1541-1 の水がどこに排水をするかというのが一番大きな問題で、上から水は流れてくるのですが、その水をどこに排水するかということが、今日の立会の中では一番焦点でございました。その辺も含めて今朝、近隣の耕作者の方も立会をしていただいておりますので、その辺の意見を含めて、この申請を許可するという形でいきたいと思っております。よろしいでしょうか。何か他にご意見がございましたらお願いします。</p> <p>とりあえず、1556-1 の今工事を進めて、1554-1 は何も手つかずで作業が進められております。以上、申し上げたような形でよろしいでしょうか。この件についての挙手をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>この圃場については、そういう形で許可をし、県の方に申請をしたいと思っております。</p> <p>あっせんが出ていますので、農地のあっせん申出について、協議をしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>農地のあっせん申出について、標記の件について、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので、審議をお願いします。1 件ございます。</p> <p>農地が平似田郷 630、632-1、633、いずれも田で、面積の合計が 3,190 m<sup>2</sup>、売買、もしくは貸借でもいいということですが、価格はその時で決めるということでした。あっせんの理由としては、今のところ作れないということでした。他にも小狭地をいくつか持ってらっしゃるのですが、使いやすそうなここなら借りてもらえるかと、この 3 筆をあげられております。場所につきましては 45 ページの赤枠で囲んである所でございます。</p>
議長	<p>富永委員さんお願いします。</p>
富永委員	<p>5 番、富永です。この話が 3 月位から、大村に住んでおられる息子さんから電話がありまして、自分も農家をしないということで、頼んでトラクターで耕してもらっていたのですが、以前はいい田ができていたのですが、高速道路ができてから、水路の水が厳しくなったのか、田としての耕作をされておりませんで、荒らさないようにされておりました。その話がきたので、福田委員さんとか、太ノ原の方とか、隣がお茶屋さんの茶畑で、お茶にはいいのではないかとということで、福田さんも現地を案内してくれました。後は事務局の方に行って、きちんと手続きをして下さいということで話は終わっていました。水田があるので、どうかとは思いますが、お茶としては下の方</p>

事務局	<p>なのでいいのではないかと、福田委員さんも言うておられました。後は誰か紹介をしてもらえないかということで終わっております。</p> <p>こちらに相談をもらいまして、まずは正式にあっせんの申し出をしてもらわないと、委員さんに探してもらうこともできないということで、まず、あっせんの申し出をいただいて、本日、総会にかけているという状況でございます。</p> <p>福田さんから特にここの話は聞いてなくて、今日はご欠席なので話もきけなかったというところですが、確認はしたいと思いますが、農業委員会として、あっせん委員さんを決めていただければと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。富永委員さん、事務局からご説明いただきましたように、あっせんの申し出が出ていますので、借り手もめぼしがつくのではないかとのお話もいただいておりますが、あっせんの申し出を処理した上で、次の段階に入っていきたいと思っておりますので、あっせんについては地元の富永委員さんを中心に、山口さんも加勢をしていただきまして、進めていきたいと思っております。富永委員さんがおっしゃられた方へのご紹介等、事務局も動きができるのではないかと思います。よろしいでしょうか。ではあっせんを富永委員、山口委員を中心に進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>農業委員会としての議事は終了いたしました。</p> <p>本日の総会はこれで終了いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>